

奈良県公報

第1652号

目次

ページ

告示

〈選挙管理委員会告示〉

- 土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）

- 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課）

- 道路の位置指定（建築課）

公 告

○ 争議行為の通知の公表（雇用労政課）

- 開発行為に関する工事の完了（建築課）

教育長公告

○ 奈良県立高等学校において使用する校長印の新調及び廃止

告 示

1 平成17年3月15日 火曜日

奈良県公報

奈良県告示第五百八十五号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成十七年三月十五日

- 一 土地区画整理組合の名称
桜井市赤尾土地区画整理組合
二 施行期間
平成十四年十二月二十四日から平成十七年三月三十一日まで

- 三 施行地区
桜井市大字赤尾の一部

- 四 事務所の所在地
桜井市大字赤尾五三番地

- 五 設立認可の年月日
平成十四年十二月十六日

- 六 解散認可の年月日
平成十七年三月十五日

- 七 平成十七年三月十五日

- 八 平成十七年三月十五日

- 九 平成十七年三月十五日

- 十 平成十七年三月十五日

- 十一 平成十七年三月十五日

- 十二 平成十七年三月十五日

- 十三 施行者の名称
生駒市

- 十四 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業三・五・一〇一号 元町菜畑線

- 十五 事業施行期間
変更後の事業施行期間 平成十一年三月十九日から平成二十年三月三十一日まで

- 十六 事業地
平成十一年三月奈良県告示第六百四十号のとおり

- 十七 奈良県告示第五百八十七号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道

- 奈良県告示第五百八十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道

路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成十七年三月十五日

奈良県知事 柿本善也

一 指定の場所（平成十七年二月十四日現在の地番による。）

北葛城郡広陵町馬見中三丁目一番地ノ四の一部

二 申請者氏名 独立行政法人都市再生機構 西日本支社 支社長 鈴木貴雄

三 申請者住所 大阪市城東区森之宮一丁目六番八五号

四 道路の幅員 六・二〇メートル

五 道路の延長 九八七・〇〇メートル

六 指定年月日 平成十七年二月二十四日

七 指定番号 高土第一五二三号



奈良市西木辻町二〇〇岡谷会本館二階の奈良県医療労働組合連合会執行委員長上村啓子から平成十七年三月四日付けで、次のとおり争議行為を行うと通知がありました。

平成十七年三月十五日

奈良県知事 柿本善也

一 事件

- 1 生活改善をはかる賃上げ。成果主義賃金導入反対。最低賃金協定の締結・改善。労使対等決定原則の厳守。一方的な労働協約破棄の中止・撤回。
- 2 増員、労働条件改善、人減らし「合理化」・業務委託反対、「医療の直営原則」の厳守。
- 3 医療・介護・社会保障の拡充、安全・安心の医療・看護・介護の提供体制の確立。
- 4 国公立・公的医療機関の統廃合「合理化」反対。存続・拡充と雇用の確保。
- 5 二〇〇万人以上看護体制を保障する「需給見通し」策定。二年課程通信制の各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立。

一日時
平成十七年三月十七日（木）午前八時三十分以降、妥結に至るまでの間、連日または短時間

三 場所

1 岡谷医療労働組合の関係施設及び職場

奈良市南京終町一丁目二五一一

おかたに病院

奈良市南京終町一丁目一八三一一五

さくら診療所

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館一階

デイサービスセンターせいび

奈良市高畠町九五一一

高畠診療所

奈良市芝辻町四丁目七一一

新大宮診療所

奈良市今在家町三八

佐保川診療所

大和郡山市新町三〇五一九一

片桐民主診療所

大和郡山市小泉町五五二

小泉診療所

奈良市高畠町二一〇

介護老人保健施設「やくしの里」

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館二階

訪問看護ステーション「ぬくもりポート」

奈良市芝辻町四一七一一

訪問看護ステーション「しんおおみや」

大和郡山市新町三〇五一九一

訪問看護ステーション「あじさい」

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館三階

岡谷会ホームヘルプステーション

奈良市南京終町一丁目一八三

あわせ薬局・済美店

2
 大和郡山市新町三〇五一八六
 あわせ薬局・片桐店
 大和郡山市小泉町八〇八
 あわせ薬局・小泉店
 平和会医療労働組合の関係施設及び職場
 奈良市西大寺赤田町一丁目七一
 吉田病院
 奈良市西大寺赤田町一丁目四一六
 伏見診療所
 奈良市西大寺北町四丁目四一
 きたまちクリニック
 奈良市あやめ池南六丁目一一七
 あやめ池診療所
 奈良市三碓二丁目一一三
 とみお診療所
 奈良市右京三丁目二一二
 ならやま診療所
 生駒郡三郷町夕陽ヶ丘一一三
 夕陽ヶ丘診療所
 生駒市本町七一一〇
 いこま駅前クリニック
 奈良市西大寺赤田町一丁目七一
 精神障害者生活訓練施設「ハイツリベルテ」
 奈良市西大寺赤田町一丁目七一
 訪問看護ステーション「ほおずき」
 奈良市あやめ池南四丁目一一六七
 訪問看護ステーション「わかば」
 奈良市三碓二丁目一一三
 訪問看護ステーション「ほほえみポート」
 奈良市右京三丁目一一二

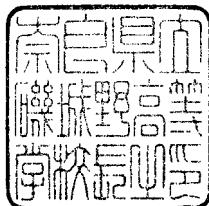
3
 健生会労働組合の関係施設及び職場
 大和高田市日之出町一二一三
 土庫病院
 大和高田市日之出町一二一三
 土庫こども診療所
 大和高田市日之出町一一一六
 日の出診療所
 北葛城郡河合町大字穴闇八一一
 河合診療所
 桜井市大字大福二四〇一一
 大福診療所
 大和高田市日之出町一二一八
 東洋医学研究所付属・鍼灸施術所
 生駒市本町七一一〇
 生駒胃腸科肛門科診療所
 大和高田市日之出町一三一一五
 介護老人保健施設「ふれあい」

訪問看護ステーション「ひだまり」
 奈良市西大寺赤田町一丁目七一
 平和会ホームヘルプステーション
 奈良市西大寺赤田町一丁目五一三
 あしひ薬局・赤田店
 奈良市あやめ池南六丁目一一四一
 あしひ薬局・菖蒲池店
 奈良市西大寺北町三一四一三
 あしひ薬局・北町店
 奈良市富雄元町二丁目七一一一〇一
 あしひ薬局・富雄店
 生駒市本町七一一
 あしひ薬局・生駒店

四 概要 救急患者及び入院患者、施設入所者、利用者のための保安要員若干名を除いた全ての組合員によるストライキ、またはその他すべての争議行為。	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。 平成十七年三月十五日	河合診療所ホームヘルパーステーション 大和高田市日之出町一一一〇 あおば薬局 北葛城郡河合町大字穴闇八四一八 みどり薬局	大和高田市日之出町一一一四 北葛城郡河合町大字穴闇八一一一 訪問看護ステーション「はるかぜ」 大和高田市日之出町一一一四 土庫病院ホームヘルパーステーション 北葛城郡河合町大字穴闇八一一一 訪問看護ステーション「そよかぜ」 北葛城郡河合町大字穴闇八一一一 磯城野高等学校、同高取国際高等学校、同奈良情報商業高等学校、同大和広陵高等学校及び同奈良東養護学校において使用する校長印を次のように定め、平成十七年四月一日から使用する。
一 許可番号 平成十六年十一月二十二日第七四一一三五号	奈良県知事 柿本善也	北印 良長 奈良立北高等学校 良等 奈良立北高等学校 奈良立北高等学校	平成十七年三月十五日
二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月七日第六一九三号		奈良県教育委員会教育長 矢和多忠一	奈良県立高取国際高等学校 奈良県立法隆寺国際高等学校 奈良県立高取国際高等学校
三 開発区域に含まれる地域 生駒郡斑鳩町目安四丁目一一八番地ノ一 開発行為を受けた者の住所及び氏名 生駒郡斑鳩町阿波三丁目一一番地ノ一〇 浅井すあ		奈良県立高取国際高等学校 奈良県立法隆寺国際高等学校 奈良県立高取国際高等学校	奈良県立高取国際高等学校 奈良県立法隆寺国際高等学校 奈良県立高取国際高等学校

教育長公告

野印 城長 磯校 立校 奈高 県立 奈良 等高



注 縦27ミリメートル
横27ミリメートル

奈良県立高取国際高等学校長印

北印 良長 奈良立北高等学校
良等 奈良立北高等学校
奈良立北高等学校

注 縦27ミリメートル
横27ミリメートル

奈良県教育委員会教育長 矢和多忠一



注 縦27ミリメートル
横27ミリメートル

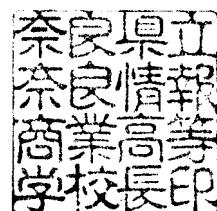
奈良県立高取国際高等学校
奈良県立法隆寺国際高等学校
奈良県立高取国際高等学校

奈良県選挙管理委員会告示第百二十号

選挙管理委員会告示

東印 良長 奈良護立県学校

奈良高等立學奈良情報商業校

注 縦27ミリメートル
横27ミリメートル注 縦27ミリメートル
横27ミリメートル

奈良高等立校和大陵印

注 縦27ミリメートル
横27ミリメートル

奈良県選挙管理委員会告示第百二十一号

平成十七年三月七日現在における県の議会の議員の選挙の北葛城郡選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年三月十五日

北葛城郡選挙区

二六、九九四人

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

平成十七年三月七日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十七年三月十五日

五十分の一の数
四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
二五九、九九〇人

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

【定価】
一か月 千五百円
一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

電話 ○七四二一三三一〇一〇一〇代
奈良市登大路町三〇

印刷

株式会社 春日

電話 ○七四二一三五一七三二二〇代
奈良市三条榮町九一八

本誌は再生紙を使用しています。

